

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 10 月 1 日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

株式会社 NTT DATA, Inc.

(旧商号 : NTT 株式会社)

2022年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面

吸収分割会社： 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 本間 洋

吸収分割承継会社： 東京都江東区豊洲三丁目3番3号（旧住所：東京都千代田区大手町一丁目5番1号）
株式会社 NTT DATA, Inc.（旧商号：NTT 株式会社）
代表取締役社長 西畑 一宏

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社NTT DATA, Inc.（旧商号：NTT 株式会社）（以下「承継会社」といいます。）は、2022年5月9日付にて締結した吸収分割契約書（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、分割会社とその営む海外事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年10月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

会社法第784条の2の規定に基づき、分割会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

3. 吸収分割会社における会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 8 月 26 日付で、分割会社の株主に対して、本件分割を行う旨、承継会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告を行ったところ、会社法第 785 条第 1 項の規定に従い、株主 1 名（保有株式数 9,500 株）より、分割会社に対して株式の買取請求がありました。

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 26 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本件分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主はおりませんでした。

5. 吸収分割承継会社における会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2022 年 6 月 17 日付で、承継会社の株主に対して通知を行いました。同条第 1 項の規定に従い承継会社に対して株式の買取を請求した株主はおりませんでした。

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 26 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本件分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

6. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、本件分割契約の定めに従い、分割会社が有する本件事業に関する権利義務を承継しました。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 10 月 14 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

8. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上